

認定シンボル／登録マーク／登録証／審査報告書使用規則

AUDIX Registrars 株式会社 審査本部

1. 適用範囲

この規則は、登録組織が審査登録の対象となったマネジメントシステムの登録状態を示す認定シンボル及び登録マーク並びに登録証及び審査報告書を使用する場合の使用方法及び使用上の注意について規定する。

2. 用語の定義

2.1 認定シンボル

公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）などの認定機関より審査登録機関の認定の地位を示すために交付されるシンボル（4.4 参照）

2.2 登録マーク

審査登録機関である AUDIX が、登録組織の認証の地位を示すために交付するマーク（4.5 参照）

2.3 清刷

特にことわりのない限り、AUDIX が登録組織に提供した特定の保存形式及び解像度で作成された登録マーク又は認定シンボル／登録マーク組合せの電子的画像データ

2.4 写植用清刷

AUDIX が登録組織に提供した登録マーク又は認定シンボル／登録マーク組合せの、紙などに印刷された原稿

2.5 マネジメントシステム

審査登録を受けた、該当する品質マネジメントシステム及び／又は環境マネジメントシステム

2.6 認定

審査登録機関が規定の産業分野において ISO 9001 や ISO 14001 などのマネジメントシステムの認証を行う力量を持っていることを認定機関が公式に承認すること。（登録組織は「認定された」という表現は使わない。）

2.7 認証／登録

第三者審査登録機関が対象組織のマネジメントシステムを審査し、要求事項に適合していることを検証したという文書化された保証（証明書／登録証）を発行すること。（ISO 9001:2015 認証取得、ISO 14001:2015 認証取得のように正確に表現する。）

3. 認定シンボル及び登録マーク使用原則の要点

注意ポイント	管 理 内 容	項目
管理	登録組織は、自ら 管理手順を定め 、この規則を順守し適切に管理してください。	4.1
使用	登録を受けた範囲に誤解を与えないようにしてください。	4.1
製品への使用	製品に使用することはできません。製品の認証であるような誤解を避けてください。	4.3.2
名刺	登録組織の、審査登録の対象となった要員のみが表示できます。	4.1
清刷の加工	画像電子データの保存形式及び解像度を変更しないでください。 また、画像を分割して使用しないでください。	4.4.4
縮小	大きさを変える場合には、使用するアプリケーションソフトに貼り付けを行い、縦横比を変更することなく縮小してください。（ウェブサイト用は縮小に注意）	4.4.3 4.5.3
鮮明表示	縮小しても、記載された文字は鮮明に判別できるようにしてください。（目安は横配置の場合で高さ 10mm くらいまで。印刷結果で確認してください。）	4.4.3 4.5.3
色	マークの色は指定されています。指定色あるいは黒の単色としてください。	4.4.2 4.5.2
印刷等の委託	清刷の複製を委託業者等に提供した場合、適切な管理を要求してください。	4.3.8
写植用清刷	スキャナー、カメラ等により電子的データに加工・編集しないでください。	4.3.6
誤用、悪用	是正処置を求めるが、登録の停止、取消し、損害賠償の原因となります。	4.1
注	この規定に表示されている画像をスキャナー、カメラ等を用いて使用しないでください。	4.3.6

4. 登録組織による認定シンボル及び登録マークの使用

- 4.1 登録組織は、マネジメントシステムの登録状態を示すために登録範囲に応じて登録マーク単独又は認定シンボル及び登録マークの組み合わせを本規定の順守を条件として、マネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用できる。名刺に使用する場合は、登録組織の登録範囲に明確に含まれている事務所及び／又は部署の要員のみが使用できる。使用するにあたっては、登録された範囲に誤解を与えないこと。また、誤解を与える場所に表示しないこと。登録組織は、本規定を順守するために、**自ら管理手順を定め適切な管理を行うこと**。なお、登録組織がこの規定に違反した場合、AUDIX は是正処置の要求、認定シンボル及び登録マークの使用禁止、違反の公表、登録の停止又は取消し及び法的措置等の処置を講ずる。

4.2 使用できる認定シンボル及び登録マークの種類

登録組織の登録範囲が AUDIX の JAB 認定範囲である場合、登録組織は認定シンボル／登録マークを使用できる（提供清刷を参照）。また、それが JAB 認定範囲外である場合、登録組織は登録マークのみを使用できる（提供清刷を参照）。なお、AUDIX が JAB 認定を受けていない分野で審査登録された組織は、「JAB により分野拡大認定された版の（当審査本部の）品質システム」に基づき、当該登録組織のマネジメントシステムの適合性が再評価された後に JAB の認定シンボルを使用することができる。

4.3 認定シンボル及び登録マーク使用時の規則

登録組織は、認定シンボル／登録マークの組合せを使用する場合は、4.4.1 から 4.4.4 項及び 4.5.1 から 4.5.3 項に加えて下記の全事項（4.3.1 から 4.3.9 まで）を順守すること。

登録組織は、登録マークのみを使用する場合は、4.5.1 から 4.5.3 項に加えて下記の 4.3.1 から 4.3.5 項までを順守すること。

- 4.3.1 登録組織は、AUDIX が提供した清刷を必ず使用し、登録組織自らが作成したものを用いないこと。又、清刷は提供した状態を維持し、そのデータ保存形式及び解像度は改変しないこと。
- 4.3.2 登録組織の製品（製品の個装箱、検査証明書、校正証明書等も製品となりうる）に対して認定シンボル及び登録マークを使用してはならない。また、製品自体に表示しなくとも、製品が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用せず、他者による使用も許してはならない。
- 4.3.3 登録組織は、登録マーク又は認定シンボル／登録マークを使用するにあたって、登録組織が JAB 等の認定機関より直接認定されているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- 4.3.4 登録組織は、登録マーク又は認定シンボル／登録マークを使用する際には、登録マークのマーク部、ロゴ部、ISO 区分部、認定シンボルの JAB ロゴ部、AUDIX が JAB から付与された認定番号を一体のものとして表示すること。
- 4.3.5 登録マーク又は認定シンボル／登録マークを登録組織のマークと共に使用する場合、登録組織のマークは、登録マーク又は認定シンボル／登録マークとの差異が明確に識別できるものでなければならない。また登録マーク又は認定シンボル／登録マークの意味ができるだけ明確になっていなければならない。例えば、登録マーク又は認定シンボル／登録マークの位置や大きさと登録組織のマーク等の位置や大きさの関係等を配慮しなければならない。なお、認定シンボルと登録マークの相互関係も上記と同様に配慮しなければならない。
- 4.3.6 認定シンボル／登録マークを印刷物に使用する場合は印刷物用清刷の複製を使うこと。また、ウェブサイトを使用する場合はウェブサイト用清刷の複製を使用すること。写植用清刷や印刷された画像を再び電子データに変換して使用しないこと。

- 4.3.7 登録組織は、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等の作成を委託業者に行わせる場合、AUDIX が提供した清刷の複製を清刷として提供すること。なお、登録組織は、上記以外の使用目的で清刷又はその複製を提供してはならない。
- 4.3.8 登録組織は、認定シンボル／登録マークの清刷及びその複製の保護及び漏洩防止のために適切な管理を行うこと。また、登録組織は、印刷物及びウェブサイト等を作成するために清刷の複製を委託業者に提供した場合は、提供した清刷複製の保護及び漏洩防止のために適切な管理を行うことを当該委託業者に対して要求すること。
- 4.3.9 登録組織は、清刷の複製を提供した委託業者の一覧を備え、AUDIX が要求した場合はこれを提示すること。

4.4 認定シンボル

- 4.4.1 認定シンボルは下図に示すように JAB ログ相当分及び認定番号よりなる。認定番号は AUDIX（審査登録機関）固有の認定番号が表示される。



4.4.2 表示色の指定

認定シンボルを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色は次のとおりである。

- a) 上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5／10、大日本インキ KK DIC579、PANTONE 300C 又はそれら相当、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）を用いることを原則とする。青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下「JAB」の文字、認定番号の色は黒色とする。認定シンボルの色に関わらず、認定番号（機関用）の色は黒色とする。
- b) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、a) に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

4.4.3 拡大・縮小時の比率保持並びに明瞭性確保

認定シンボルの表示は、AUDIX によって認定シンボルの各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。名刺等に使用する場合の認定シンボルの大きさは、目安として高さ 10 ミリ以上とする。

- 4.4.4 認定シンボルは、清刷を一体の状態で使用し、その各要素（JAB ログ相当部、認定番号）を個別又は改変して使用してはならない。

4.5 AUDIX 登録マーク

4.5.1 AUDIX の登録マークは下図に示すようにマーク部、ロゴ部及び ISO 区分部よりなる。



[マーク部は AUDIX が商標登録申請している。]









4.5.2 登録マークの色は下図に指定の通りとする。小さな三角形も同様とする。
 () 内は黒の場合の比率とする。
 なお、登録マークは、地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。



上図は品質マネジメントシステムの例を示しているが環境及び複合も同様とする。

4.5.3 登録マークを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部、ロゴ部及び ISO 区分部を図と同一比にしなければならない。また、縮小することにより、明瞭な表示ができないようにしてはならない。

4.6 配付清刷の使用例

適用	品質マネジメントシステム用	環境マネジメントシステム用
<p>印刷物用清刷 JAB 認定範囲有り (横型配置)</p> <p>①</p>		
<p>印刷物用清刷 JAB 認定範囲有り (縦型配置)</p> <p>②</p>		
<p>ウェブサイト用清刷 JAB 認定範囲有り (横型配置)</p> <p>③</p> <p>(ウェブサイト用は 解像度が異なります)</p>		
<p>JAB 認定範囲無し 又は 登録マークのみ使用 する場合</p> <p>④</p>		

<p>適用</p>	<p>品質/環境マネジメントシステム 複合用</p>
<p>印刷物用清刷 JAB 認定範囲有り (横型配置)</p> <p>複合用 ⑤</p>	 
<p>印刷物用清刷 JAB 認定範囲有り (縦型配置)</p> <p>複合用 ⑥</p>	 
<p>ウェブサイト用清刷 JAB 認定範囲有り (横型配置)</p> <p>複合用 ⑦</p> <p>(ウェブサイト用は 解像度が異なります)</p>	 
<p>JAB 認定範囲無し 又は 登録マークのみ使用 する場合</p> <p>複合用 ⑧</p>	

5. 使用期間

- 5.1 登録組織は、AUDIX に登録された有効期間内においてのみ、登録マーク単独又は認定シンボル／登録マークの組み合わせを使用することができる。
- 5.2 登録組織は、登録された有効期間が過ぎた場合、いずれのシンボル／マークも使用してはならない。ただし更新が行われた場合はこの限りでない。

6. 登録一時停止／取消し／縮小時等の処置

- 6.1 登録組織は、登録を停止または取消された場合、直ちに登録マーク及び認定シンボル／登録マークの組み合わせの使用を中止しなければならない。なお、登録停止の場合には、停止解除後は使用再開できる。
- 6.2 登録が取消された場合は、登録マーク及び認定シンボル／登録マークの組み合わせを使用した文書等を廃棄し、廃棄完了の証明書を AUDIX に提出すること。また、ウェブサイトで使用している登録マーク及び認定シンボル／登録マークの組み合わせは、直ちに削除すること。
- 6.3 登録を取消された登録組織は、認定シンボル／登録マークの清刷を復帰しえない形で完全に消去又は廃棄すること。また、登録組織は、印刷物及びウェブサイト等を作成している委託業者に対しても認定シンボル／登録マークの清刷を復帰しえない形で完全に消去または廃棄することを要求すること。
- 6.4 登録の範囲が縮小された場合は、その登録外となった範囲に関して 6.1 から 6.3 に準じて処置をすること。
- 6.5 認定の取消し等で AUDIX より指示があった場合は、上記に係らず直ちにすべての使用を中止すること。

7. 登録証の使用

- 7.1 登録証又はその一部を、登録組織のパンフレット等の印刷物の一部を構成するものとして使用する場合は、この規則の 4.3.2、4.3.3、4.4.2、4.4.3、5 及び 6 項にも抵触しないようにすること。また、これらを誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許してはならない。
- 7.2 登録証を 2 部以上必要とする場合は、当審査本部へ追加発行を申出ること。登録組織が正当な理由によりコピーを行う場合は、それがコピーと判るように適切な識別を行い管理すること。
- 7.3 次の場合は、手持ちの登録証（含付属書）を全て直ちに AUDIX に返却すること。
 - ・有効期限が過ぎた場合
 - ・登録範囲変更等に伴い新登録証が発行された場合
 - ・登録が停止又は取消された場合
 - ・他の審査登録機関へ登録の移転を行った場合
 - ・認定の取消し等で AUDIX より返却の指示があった場合

8. 審査報告書の使用

審査結果報告書は、それらの一部であっても誤解を招くような方法で使用しないこと。また、他者による使用も許してはならない。

9. この規定に定める義務は、登録取消し後も存続する。

10. 関連文書

- 審査登録業務契約書
- 品質／環境 審査登録受審の手引き（審査登録システムの説明書）
- 登録組織遵守規則
- JAB N410 認定シンボル使用規則